

令和3年度 第1回 上越市スポーツ推進審議会 次第

日 時 令和3年6月29日(火) 午後2時から
会 場 上越市市民プラザ 第1会議室

- 1 開 会
- 2 任命書交付
- 3 あいさつ 上越市教育委員会 教育長 早川 義裕
- 4 自己紹介
- 5 スポーツ推進審議会について
- 6 第2次上越市総合教育プランについて
- 7 委員長及び副委員長の選出
- 8 議 題
 - (1) 令和2年度の実績及び令和3年度の取組について
- 9 そ の 他
 - (1) 運動部活動改革の取組について(部活動指導員)
 - (2) 令和3年度スポーツ推進審議会の日程(案)
- 10 閉 会

<配布資料>

- ・ 次第、名簿、座席表
- ・ 資料1 上越市スポーツ推進審議会条例
- ・ 資料2-1 上越市第2次総合教育プラン(概要版)
- ・ 資料2-2 上越市第2次総合教育プラン(抜粋版)
- ・ 資料3 上越市第2次総合教育プラン後期実施計画(抜粋版)
- ・ 資料4-1~4-3 第2次総合教育プラン後期実施計画に基づく令和2年度の実績及び令和3年度の取組について
- ・ 資料5-1 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要
- ・ 資料5-2 令和3年度上越市部活動指導員の配置要領
- ・ 資料6 令和3年度スポーツ推進審議会の日程(案)

上越市スポーツ推進審議会委員

No.	氏名	選出区分	備考	
1	土田了輔	スポーツに関する学識経験のある者	国立大学法人上越教育大学	再任
2	加藤徹男	関係行政機関の職員	新潟県高等学校体育連盟	再任
3	相澤 颯		上越市中学校校長会	新任
4	星野浩一		上越市小学校校長会	新任
5	熊木博幸	スポーツを実践しその活動に顕著な実績が認められる者	上越バレーボール協会	新任
6	市川重雄		上越市バスケットボール協会	新任
7	高橋正弘	スポーツ団体の代表者	一般財団法人 上越市スポーツ協会	再任
8	春日清美		上越市レクリエーション協会	再任
9	齋藤隆雄		上越市スポーツ少年団	再任
10	市川康男		上越総合型地域スポーツクラブネットワーク	新任
11	竹内昭彦		さとまるスポーツクラブ	再任
12	川澄陽子		上越市身体障害者連絡協議会	再任
13	和栗勝美		上越市スポーツ推進委員会	再任
14	長崎郷一	その他教育委員会が必要と認める者	上越市運動普及推進員協議会	再任

○上越市スポーツ推進審議会条例

昭和 46 年 4 月 29 日
条例第 48 号

(設置)

第 1 条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、上越市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ団体の育成に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) スポーツによる事故防止に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(委員)

第 3 条 審議会委員(以下「委員」という。)の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。この場合において、教育委員会は、市長の意見を聞かなければならない。

- (1) スポーツに関する学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツを実践し、その活動に顕著な実績が認められる者
- (4) スポーツ団体の代表者
- (5) 公募に応じた市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

3 前項第 2 号の委員は、その職を辞したときは、委員を辞任するものとする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 審議会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 3人以上の委員から会議に付議すべき事案を示して、審議会の招集について請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員が審議会に出席したときは、別に条例の定めるところにより報酬を支給する。ただし、第3条第2項第2号に該当する委員については、この限りでない。

2 委員が職務のため旅行したときは、別に条例の定めるところによりその費用を弁償する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の上越市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前条例」という。)第4条第2項の規定により任命されている上越市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の上越市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後条例」という。)第3条第2項の規定により上越市スポーツ推進審議会(以下「新審議会」という。)の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前条例第6条第1項の規定により選任された旧審議会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後条例第5条第1項の規定により新審議会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

概要版

上越市 第2次 総合教育プラン

平成29年度 ▶ 平成34年度



平成29年3月
上越市教育委員会

計画策定の趣旨

上越市教育委員会は、平成 19 年度に上越市第 1 次総合教育プラン（計画期間：平成 19 年度から平成 28 年度まで）を策定しました。

上越市総合教育プランは、社会の変化等から生じる教育課題にどのように対応していくのか、上越市の教育がどのような未来を築いていくのか、その方向と実現のための具体的な取組を示すものです。

第 1 次総合教育プラン策定から 10 年が経過し、計画期間が満了することから、これまでの取組の検証・評価を行うとともに、教育を取り巻く環境の変化を捉え、様々な教育課題に対応しながら上越市の教育のより一層の振興を図るため、第 1 次総合教育プランを改定し、上越市第 2 次総合教育プランを策定することとしました。

計画の位置付け

- 教育基本法第 17 条に、地方公共団体は、その地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）を定めるよう努めなければならないとされており、当市の総合教育プランは、この教育基本法に基づく「教育振興基本計画」に位置付けます。
- 市政運営の総合的な指針に位置付け、当市のまちづくりの最上位計画である「上越市第 6 次総合計画」及び市長部局と教育委員会が一体となって教育の一層の振興を図るため策定した「上越市教育大綱」との連携・連動を図ります。

計画期間

本プランの計画期間は、連携・連動する上越市第 6 次総合計画及び上越市教育大綱の終期に合わせ、平成 29 年度から 34 年までの 6 年間とします。

また、本プランに基づく教育の実現に向けた施策を計画的・総合的に実施するため策定する実施計画は、平成 29 年度から 31 年度までを前期とし、見直しを行った上で、平成 32 年度から 34 年度までを後期の計画とします。

計画	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
総合教育プラン		第1次プラン 改定	実施	第2次プラン				
同 実施計画		改定	実施	前期計画	見直し	後期計画		
教育大綱	実施	→						
第6次総合計画	実施	→						

計画改定の背景 ～教育を取り巻く環境の変化～

教育を取り巻く環境の変化については、当市を含め全国的な傾向として、今後も人口減少の傾向は不可避であること、核家族世帯の増加などによる世帯構成の変化や、地域との結びつき・支え合いが低下していること、学校が抱える課題が多様化・複雑化してきていることを踏まえ、「人口減少と少子・高齢社会の進行」「家庭や地域の変容」「子どもの変化と学校教育」の3つを挙げました。

また、教育を取り巻く環境の変化に加え、第1次総合教育プランの点検・評価の検証から、「地域・学校・家庭が連携、連動し、地域を担う人材の育成」を、当市のこれからの施策展開における共通の視点としました。

さらには、現在、国において、学習指導要領の改訂作業が進められており、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から次期学習指導要領が全面実施される予定です。

総合教育プランの改定に当たっては、こうした背景を踏まえ、第1次総合教育プランの理念を継承しつつ、これまでの取組の成果を基に継続性を重視するとともに、市の教育課題に対応した取組を改善・強化するほか、教育を取り巻く環境の変化や国の新たな動きを反映させることを基本的な方向とし、検討を進めました。

総合教育プラン 改定の背景

教育を取り巻く環境の変化

- 人口減少と少子・高齢社会の進行
- 家庭や地域の変容
- 子どもの変化と学校教育

教育施策に係る国の動向

学習指導要領の改訂

第1次総合教育プランの点検・評価の検証から見えた課題

地域・学校・家庭が連携、協働し、地域を担う人材の育成

総合教育プラン 改定に向けての 視点

- 教員の資質向上のための研修の実施
- 学習指導要領改訂の動きや中央教育審議会の答申等を踏まえた施策の実施
- 学校・家庭・地域が連携した教育施策の展開
- 市民の関心を高める文化行政の推進
- 生涯スポーツを根付かせるための施策の充実

今後の教育の 方向性

上越市第2次総合教育プラン